

国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程（16 教 規程第67号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p>国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程</p> <p>平成16年4月1日 16 教 規程第67号</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>（安全委員会）</p> <p>第8条 本学に、実験の安全かつ適切な実施を確保するため、国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して学長及び組織等の長に対し助言又は勧告するとともに、必要に応じ実験責任者及び主任者に対し遺伝子組換え生物の安全管理に関する報告を求めることができる。</p> <p>一 <u>安全管理に関する規程の制定改廃</u></p> <p>二 <u>実験計画の法令等及びこの規程に対する適合性</u></p> <p>三 <u>教育訓練及び健康管理</u></p> <p>四 <u>事故発生の際の必要な措置及び当該事故予防のための改善策</u></p> <p>五 その他の安全確保に関する必要な事項</p> <p>3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長がこれを委嘱する。</p> <p>一 主任者 3人</p> <p>二 各部署長が指名した、<u>実験に関係ある教員</u> 3人</p> <p>三 <u>各部署長が指名した前号以外の教員</u> 各1人</p> <p>四 <u>国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則第3条第1項第2号の委員</u> 1人</p> <p>五 <u>その他委員会が必要と認めたる者</u></p> <p>4 委員会に委員長を置き、委員長の選出は委員の互選による。</p> <p>5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p>	<p>第1条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>（安全委員会）</p> <p>第8条 本学に、実験の安全かつ適切な実施を確保するため、国立大学法人東京農工大学特定生物安全管理小委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して学長及び組織等の長に対し助言又は勧告するとともに、必要に応じ実験責任者及び主任者に対し遺伝子組換え生物の安全管理等に関する報告を求めることができる。</p> <p>一 <u>遺伝子組換え生物実験の安全管理に関すること。</u></p> <p>二 <u>バイオハザードの防止に関すること。</u></p> <p>三 <u>微生物実験の適合性に関すること。</u></p> <p>四 <u>健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関すること。</u></p> <p>五 <u>外来生物の飼育及び実験に関すること。</u></p> <p>六 その他の安全確保に関する必要な事項</p> <p>3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長がこれを委嘱する。</p> <p>一 主任者 3人</p> <p>二 各部署長が指名した、<u>植物、動物又は微生物の実験に関係ある教員</u> 3人</p> <p>三 <u>その他委員会が必要と認めたる者</u></p> <p>4 委員会に委員長を置き、委員長の選出は委員の互選による。</p> <p>5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。</p>

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ第3項第2号から第5号までの委員のうちから委員長の指名した委員がその職務を代行する。

7～9 省略

第9条～第18条 省略

附 則 省略

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員のうちから委員長の指名した委員がその職務を代行する。

7～9 省略（現行どおり）

第9条～第18条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

附 則 （18 教 規程第8号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。